

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年十一月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第一〇五号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年十一月十一日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県比企郡川島町大字上伊草字三島九百二十番一先から埼玉県比企郡川島町大字中山字一楽二千九十六番三先まで</p> <p>埼玉県比企郡川島町大字上伊草字三島九百八十九番一先から埼玉県比企郡川島町大字上伊草字堤外蔵主千八百四十六番二先まで</p> <p>埼玉県比企郡川島町大字上伊草字三島八百九十三番五先から埼玉県比企郡川島町大字上伊草字三島九百七十一番五先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>四百七十五・〇〇メートル</p> <p>二百四十三・〇〇メートル</p> <p>二百一十四・〇〇メートル</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>十・〇〇メートル</p> <p>九・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p>